

# 幌延町まちづくり町民参加条例を施行

幌延町まちづくり町民参加条例が、平成21年4月1日から施行されます。

この条例は、幌延町まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの主役である町民の町政への参加及び協働のまちづくりについて、必要なことを定めています。

## 町民参加の主体

この条例において、町民参加の主体となる町民とは、町内に住んでいる方のほか、住んでいるのは町外でも、仕事や学校のために幌延町に通う人も含まれます。

## 基本原則

基本原則として、次のことを規定しています。**情報共有**・町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識し、町民と町が情報を共有する**効率性**・町民の意見を聞いて、効率性に配慮しながら、町の仕事に積極的に反映させる**説明責任**・町の仕事の企画立案から評価の過程におい

て、経過や内容等を町民にわかりやすく説明する

## 権利と責務

町民は、まちづくりの主役として、まちづくりに平等に参加する権利を有しているとともに、積極的に参加し、自らの役割を果たす責務を自覚することを行う必要があります。一方、町も情報の公開、町民の意見の把握、町民参加の機会拡大を行うことによって規定しています。

## 参加手続の対象

皆さんからご意見をいただく、反映させていく対象となる町の仕事は次のとおりです。

①町の基本構想、基本計画

など、基本的な事項を定める計画の策定や変更

②町政に関する基本方針を定めたり、町民に義務を課したり、町民の権利を制限する条例の制定や改廃

③町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

④憲章、宣言等の制定又は改廃

⑤大規模な公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

⑥その他、町が特に必要と認めるもの

## 参加手続の方法

参加手続の方法は、「町民政策提案手続」、「パブリックコメント手続」、「まちづくりトーク」、「審議会等」、「その他」といったものがあります。

これらの内、適切と考えられる方法を使って実施し、いただいたご意見や、そのご意見に対する検討結果等は公表します。

## 町民参加手続以外の町民参加

参加手続以外でも、町民の皆さんからいただいた要望、提言等については、この条例の目的にあうものは検討し、結果を公表します。

また、町民アンケート、町政懇談会、町民と町職員との直接的な対話、封書や電子メール等によるご意見の受付といった、今までも実施されてきた公聴活動も併せて実施していきます。

## 進行管理

毎年度、その年度における町民参加手続の予定と、前年度の実施状況を公表します。

また、制度が町民の考え方を適切に反映したものになるよう、5年を超えない期間ごとに見直しを行います。そのため、幌延町町民参加推進会議を設置することとしています。



「幌延町まちづくり町民参加条例」は、町民の皆さんがまちづくりの主役として、積極的にまちづくりに参加できる権利と、協働のまちづくりのため積極的に参加する責務を、きちんと条例として定めたものです。

参加は皆さんの自由意思で行われ、参加しないからといって個人の権利に影響を及ぼすものではありません。また、個人情報保護や法令等で実施の基準が定められているものなど、参加手続にあわないものもあります。参加条例の施行を機に、一緒にまちづくりを考えてみませんか？積極的なご参加をお待ちしています。

なお平成21年度の参加手続の実施予定は5月号でお知らせします。